

国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(総括文書管理者) 第3条 (略) 2 総括文書管理者は、理事(総務・<u>財務</u>担当)をもって充てる。 3 (略)</p>	<p>(総括文書管理者) 第3条 (略) 2 総括文書管理者は、理事(総務・<u>渉外</u>担当)をもって充てる。 3 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。